

私たちのまち 雲南市の まちづくり基本条例

ここでは、現在、検討を進めている「(仮称)雲南市まちづくり基本条例」の検討状況について、お知らせしています。今回は、

1. 基本条例の考え方と検討体制
2. 第2回推進懇話会議での主な意見をお知らせします。

1、基本条例の 考え方と検討体制

■基本条例って何？

市民と行政の協働によるまちづくりをより一層すすめるため、市民参加や行政運営などの基本的事項を定める条例です。

■なぜ基本条例が必要なのか？

【地方分権の進展】

地方分権一括法の施行により、国と地方は「対等・協力」の関係に変化し、「地域のことは地域で考え、地域で決める」ことが、これまで以上に求められるようになっていきます。

【地方財政の構造変化】

国の「三位一体の改革」をはじめとする制度改革の影響により、これからの地方自治体は、経営的視点にたった効果的・効率的な運営が求められており、「行政評価」の導入など時代の変化に対応した新しい仕組みづくりが必要になっていきます。

【住民意識の変化】

まちづくりに対する市民ニーズが多様化・高度化し、これからのまちづくりでは、市民や地域自主組織などが、これまで以上に大きな役割を担うことが求められています。

このように時代が変化していく中で、協働のまちづくりをより推進していくため、基本となる理念や市民の行政への参画(権利・責務)など市政運営の基本を示す「(仮称)雲南市まちづくり基本条例」を策定します。

■何が変わるのか？

- ・基本条例がまちづくりをすすめるルールの一覧の役目を果たすことで、市の仕事の進め方が市民に分かりやすくなり、まちづくりへの市民参加が一層進むことが期待できます。
- ・基本条例のルールに基づいて政策・施策が実施されることで、統一的な市政運営となることが期待できます。
- ・活発な市民参加により、政策・施策の質的な向上が期待できます。

■検討体制は？

【まちづくり推進懇話会議】

市民の皆さん12人による「まちづくり推進懇話会議」では、基本条例の内容について幅広い視点から、調査・検討を行い、平成19年度中に市長に提言をする予定です。また、さまざまな機会を通じて市民の皆さんからご意見をいただきます。検討の参考としていきます。

なお、会議の内容は市のホームページや「市報うんなん」でお知らせするほか、会議の傍聴もできます。

2、第2回推進懇話会議 での主な意見

- ・市民憲章との違いは？
- ・行政が何かをしようとする時、その背景等が十分説明されないことで起る問題があるので、住民と行政の架け橋になる、真の情報公開が必要である。
- ・若者が、住みながらないことがあるが、学校・地域・家庭で、ふるさとをよく知る教育が必要である。
- ・「雲南市を将来どんなまちにしたいか」といった問いかけを、小さい頃からするべきである。
- ・自立や受益者負担ということは忘れてはいけない。
- ・行政は「お金」や「力」の提供はあまりするべきでない。自立心や地域力を醸成する手法を考えるべきである。
- ・雲南は山が近く、自然環境に恵まれている。緑を大事にし、自然と共生できるまちづくりが必要である。

検討内容を随時お知らせすることとしておりますので、基本条例やまちづくりに関し、自由なご意見をお聞かせください。

政策企画部政策推進課

(☎ 40・1011)

検討体制

